

株式売出手目論見書

2025 年 12 月

 オークマ株式会社

この目論見書により行う株式15,880,704,750円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式2,381,795,250円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕https://www.okuma.co.jp/ir/news_back.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出手譲見書

売出価格 未定

オークマ株式会社

愛知県丹羽郡大口町下小口 5 丁目25番地の1

目 次

頁

【表紙】

【株価情報等】

1 【株価、 P E R 及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部 【証券情報】	3
第1 【募集要項】	3
第2 【売出要項】	3
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	3
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	4
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	6
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	8
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	8
第三部 【参照情報】	8
第1 【参照書類】	8
第2 【参照書類の補完情報】	9
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	10
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	11
第五部 【特別情報】	11
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	12
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	13

【表紙】

【会社名】	オークマ株式会社
【英訳名】	OKUMA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家城 淳
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町下小口 5 丁目25番地の 1
【電話番号】	0587-95-7822
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 日比野 新也
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区鈴谷 2 丁目627番 1 号
【電話番号】	048-840-4000 (代表)
【事務連絡者氏名】	東日本支店長 藤井 秀樹
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し 15,880,704,750円 オーバークロットメントによる売出し 2,381,795,250円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、2025年11月28日 (金) 現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所であります、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

2022年12月5日から2025年11月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株 価(円)



(注) 1 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2
- ・株価のグラフ中の1本の線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2024年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R \text{ (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益金額}}$$

・週末の終値については、2024年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。

・1株当たり当期純利益金額は、以下の数値を使用しております。

2022年12月5日から2023年3月31日については、2022年3月期有価証券報告書の2022年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を2で除して得た数値を使用。

2023年4月1日から2024年3月31日については、2023年3月期有価証券報告書の2023年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を2で除して得た数値を使用。

2024年4月1日から2025年3月31日については、2024年3月期有価証券報告書の2024年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を2で除して得た数値を使用。

2025年4月1日から2025年11月28日については、2025年3月期有価証券報告書の2025年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

- 4 株式売買高については、2024年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2025年6月9日から2025年12月1日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等保有割合（%）
野村證券株式会社	2025年8月27日	2025年9月1日	変更報告書 (注) 1	392,275	0.58
野村アセットマネジメント株式会社				7,523,140	11.14
三井住友信託銀行株式会社	2025年9月15日	2025年9月19日	変更報告書 (注) 2	2,090,000	3.10
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社				975,500	1.44
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社				2,440,000	3.61
野村證券株式会社	2025年10月30日	2025年11月7日	変更報告書 (注) 3	-18,092	-0.03
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)				80,849	0.12
野村アセットマネジメント株式会社				7,165,640	10.61
野村證券株式会社	2025年11月21日	2025年12月1日	変更報告書 (注) 3	-1,400	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)				114,804	0.17
野村アセットマネジメント株式会社				6,478,240	9.60

- (注) 1 野村證券株式会社及び野村アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。
- 2 三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。当該変更報告書は、提出者の商号変更に伴い提出されたものであります。
- 3 野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。
- 4 上記大量保有報告書等は関東財務局及び東海財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月17日（水）から2025年12月22日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	4,347,900株	15,880,704,750	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 1,367,500株
			東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 株式会社三菱UFJ銀行 686,500株
			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行 583,100株
			東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 522,200株
			東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 三菱HCキャピタル株式会社 332,400株
			名古屋市中区栄三丁目14番12号 株式会社あいち銀行 266,100株
			名古屋市中区錦三丁目19番17号 株式会社名古屋銀行 256,200株
			岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地 株式会社十六銀行 150,000株
			長野県長野市大字中御所字岡田178番地8 株式会社八十二銀行 98,700株
			愛媛県松山市南堀端町1番地 株式会社伊予銀行 45,200株
			香川県高松市亀井町5番地の1 株式会社百十四銀行 40,000株

- （注）1 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘査した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から652,100株を上限として借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 3 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 4 売出価額の総額は、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又 は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1、2 売出価格等決定日の 株式会社東京証券取 引所における当社普 通株式の普通取引の 終値（当日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値）に0.90～1.00を 乗じた価格（1円未 満端数切捨て）を仮 条件とします。	未定 (注) 1、 2	自 2025年 12月23日（火） 至 2025年 12月24日（水） (注) 3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都中央区日本橋一丁 目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一 丁目9番2号 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 SMBC日興証券株式 会社 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件によ
り需要状況を勘案した上で、2025年12月17日（水）から2025年12月22日（月）までの間のいずれかの日（売
出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代
金）を決定いたします。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売
出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額
の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価
額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付
の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブ
サイト（[URL] https://www.okuma.co.jp/ir/news_back.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の
訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に
伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交
付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは
異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 株式の受渡期日は、2025年12月29日（月）であります。
 申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決
定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需
要状況の把握期間は、最長で2025年12月16日（火）から2025年12月22日（月）までを予定しておりますが、

実際の売出価格等の決定期間は、2025年12月17日（水）から2025年12月22日（月）までを予定しております。

したがいまして、

- ① 売出価格等決定日が2025年12月17日（水）の場合、申込期間は「自 2025年12月18日（木） 至 2025年12月19日（金）」、受渡期日は「2025年12月24日（水）」
- ② 売出価格等決定日が2025年12月18日（木）の場合、申込期間は「自 2025年12月19日（金） 至 2025年12月22日（月）」、受渡期日は「2025年12月25日（木）」
- ③ 売出価格等決定日が2025年12月19日（金）の場合、申込期間は「自 2025年12月22日（月） 至 2025年12月23日（火）」、受渡期日は「2025年12月26日（金）」
- ④ 売出価格等決定日が2025年12月22日（月）の場合は、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意下さい。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	3,913,100株
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	108,700株
S M B C 日興証券株式会社	108,700株
みずほ証券株式会社	108,700株
大和証券株式会社	108,700株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	652,100株	2,381,795,250	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から652,100株を上限として借入れる当社普通株式の売出であります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] https://www.okuma.co.jp/ir/news_back.html）（新聞等）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2025年11月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2025年12月23日（火） 至 2025年12月24日（水） (注) 1	100株	1株につき売出価格と同一の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、2025年12月29日（月）であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から652,100株を上限として借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、652,100株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2026年1月16日（金）までの間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。（注））として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2026年1月16日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借り入れた株式（以下「借り入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借り入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあります、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借り入れ株式の返却に充当することができます。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借り入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借り入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注） グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年12月17日（水）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年12月24日（水）から2026年1月16日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年12月20日（土）から2026年1月16日（金）までの間」
 - ② 売出価格等決定日が2025年12月18日（木）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年12月25日（木）から2026年1月16日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年12月23日（火）から2026年1月16日（金）までの間」
 - ③ 売出価格等決定日が2025年12月19日（金）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年12月26日（金）から2026年1月16日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年12月24日（水）から2026年1月16日（金）までの間」
 - ④ 売出価格等決定日が2025年12月22日（月）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年12月29日（月）から2026年1月16日（金）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年12月25日（木）から2026年1月16日（金）までの間」
- となります。

2 ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、三義H C キャピタル株式会社、株式会社あいち銀行、株式会社名古屋銀行及び株式会社十六銀行並びに当社株主である岡谷鋼機株式会社及びオーエスジー株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権

利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。
上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 自己株式の取得について

当社は2025年12月9日（火）付の取締役会決議により、株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数3,500,000株、取得価額の総額10,000百万円をそれぞれ上限とし、2026年1月19日（月）から2026年8月31日（月）までを取得期間として、自己株式の取得に係る事項を決定いたしました。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参考書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第161期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第162期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、2025年12月9日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については_____部で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境及び対処すべき課題」に記載の2025年度の連結業績予想は、当該有価証券報告書の提出日時点のものであり、2025年12月9日現在の連結業績予想（2025年11月6日公表）とは異なっております。当該事項及び以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、将来に関する事項は、2025年12月9日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項については、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを含め、その達成を保証するものではありません。

＜事業等のリスク＞

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、2025年12月9日現在で当グループが判断したものであります。

(1) 工作機械の主要消費地域の経済状況について

工作機械の需要は、主要消費地域（日本、米州、欧州、中国を含むアジア）の経済状況と同地域における設備投資需要の変動に左右されます。特に、当グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は、2025年3月期において70.1%、2024年3月期においても69.2%といずれも高い比率となっており、海外消費地域の経済状況の悪化により需要が低下した場合は、当グループの業績への影響が懸念されます。

(2) カントリーリスクについて

当グループは、中国及び台湾の子会社にて工作機械を製造しており、米州、欧州及びアジア・パシフィック地域の子会社を通じて製品の販売及びアフターサービスの提供をしておりますが、これらの国または地域において、政情の悪化、予期せぬ法律・規制の変更等があった場合は、当グループの業績への影響が懸念されます。

米国の関税政策が公表され、それに対応して他の国々においても貿易政策が変更されています。当グループは、関税によるコストの增加分は価格への転嫁に努めておりますが、関税や貿易政策の見通し、当該政策の実施期間、及び範囲を予測することは困難であり、各国の貿易政策が顧客の需要鈍化を引き起こした場合や、顧客への価格転嫁ができず当社の利益率が悪化する場合には、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

また、グループ会社間の取引価格に関しては、適用される日本及び相手国の移転価格税制を順守するよう細心の注意を払っておりますが、税務当局から取引価格が不適切である等の指摘を受ける可能性があります。さらに政府間協議が不調となる等の場合、結果として二重課税や追加課税を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合は、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 為替、金利及び株価の変動リスクについて

当グループはグローバルに販売及び生産活動を展開しているため、外貨建て商取引及び投資活動等は為替変動の影響を受けます。また、有利子負債の削減を軸に財務体质の強化に努めておりますが、金利上昇は支払利息の増加を招き、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当グループは、為替変動及び金利の変動リスクを回避すべく、輸出地域の分散、社内管理規定に従ったヘッジ取引等を実施しておりますが、その影響を完全に回避できるとは限りません。また、当社は、取引先企業や金融機関等の株式を保有しておりますが、株価が大幅に下落した場合は投資有価証券評価損が発生し、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(4) 固定資産の減損について

当グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれん等様々な有形・無形の固定資産を計上しており、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。事業環境の大幅な変動が生じた場合や土地等の固定資産価格が下落した場合には減損損失が発生し、当グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 原材料費・海上運賃等の大幅な変動について

工作機械の主要原材料として使われる鉄物・鋼材等は、原油価格の動向、国際的な需給の状況等により価格が変動し、コストアップ要因となる場合があります。また、海上運賃の高騰は工作機械の輸送費として、コストアップ要因

となります。このコストアップに対しては、コストダウン推進や製品価格への転嫁によってカバーする方針であります。さらなる価格の高騰が続いた場合には、当グループの業績への影響が懸念されます。

(6) 自然災害及びテロ等のリスクについて

当グループは製造、販売及びサービス拠点をグローバルに展開しているため、予測不可能な自然災害、疫病の蔓延、コンピュータウイルス、テロといった多くの事象によって引き起こされる災害に影響を受ける可能性があります。

特に、当グループの本社機能及び主要な製造拠点があります愛知・岐阜両県は、東海大地震の防災強化地域であり、ひとたび大きな地震が発生した場合には、大きな損害が発生し、当グループの業績への甚大な影響が懸念されます。当グループといたしましては、建物等の耐震工事、防災訓練の実施及び従業員への啓蒙等の地震対策を逐次実施しており、リスクの極小化に努めています。疫病については、感染拡大を防止するため、衛生管理の徹底や時差出勤・テレワーク等の効率的な事業運営を実施しております。また、政府や地方自治体による要請や声明等の趣旨を鑑みて、主要な製造拠点の操業休止や一時帰休の実施等を行う可能性があります。

(7) 資材の調達リスクについて

自然災害、疫病の蔓延等によって調達先の生産が滞ることや、製造業の繁忙に伴い、工作機械の構成部品やユニットの調達難が生じ、安定した生産が阻害される可能性があります。調達部品の確保のために、調達難の要因となる事象の監視と対応、代替手段の確保等により、リスクの極小化に努めています。

(8) 電力不足のリスクについて

発電所の停止等により電力供給不足に陥った場合、節電対応により、安定した生産が阻害される可能性があります。

(9) 情報システム・情報セキュリティのリスクについて

当グループの事業活動において、情報システムの利用は不可欠となっており、コンピュータウイルス、システム障害等により情報システムの機能に支障が生じた場合、当グループの事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また電子取引等、業務のデジタル化の拡大は情報漏洩等、情報セキュリティに係るリスクを伴います。

このようなリスクへの対応として、当グループは、サイバーセキュリティ対策を継続的に講じており、また情報システムの運用手順、機密情報の管理規則を厳格に定め、システム障害や情報漏洩等の防止を図っておりました。

しかしながら、2025年9月に連結子会社であるOkuma Europe GmbHのサーバーが第三者による不正アクセスを受け、ランサムウェア感染被害が発生しました。安全な環境を再構築し、現地でのビジネスは正常化し、外部専門家による調査を踏まえた再発防止策を策定しております。今後も継続的にサイバーセキュリティ対策を講じ、情報セキュリティの更なる強化に努めてまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

オークマ株式会社 本店
(愛知県丹羽郡大口町下小口5丁目25番地の1)
オークマ株式会社 東日本支店
(埼玉県さいたま市中央区鈴谷2丁目627番1号)
オークマ株式会社 大阪支店
(大阪府吹田市南吹田5丁目13番25号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	オークマ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 家城 淳

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
259,025百万円

(参考)

(2023年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数
7,202円 ×	33,755,154株 =
243,104百万円	

(2024年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数
7,569円 ×	33,755,154株 =
255,492百万円	

(2025年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数
4,125円 ×	67,510,308株 =
278,480百万円	

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当グループは、当社、連結子会社16社、非連結子会社14社（2025年12月9日現在）で構成され、N C旋盤、マシニングセンタ、複合加工機、N C研削盤等の工作機械の製造・販売を主な事業内容としております。当グループの事業に関わる位置付けと、事業内容は次のとおりであります。

①日本

当社	工作機械の製造・販売及びアフターサービス
連結子会社	
株日本精機商会	工作機械及び保守部品の販売
オークマ興産株	工作機械の部品加工、組立及び据付
株大隈技研	工作機械の機械設計
オークマ スチール テクノ株	工作機械用板金部品製造

②米州

連結子会社	
Okuma America Corporation	工作機械の販売及びアフターサービス
Okuma Latino Americana Comercio Ltda.	工作機械の販売及びアフターサービス

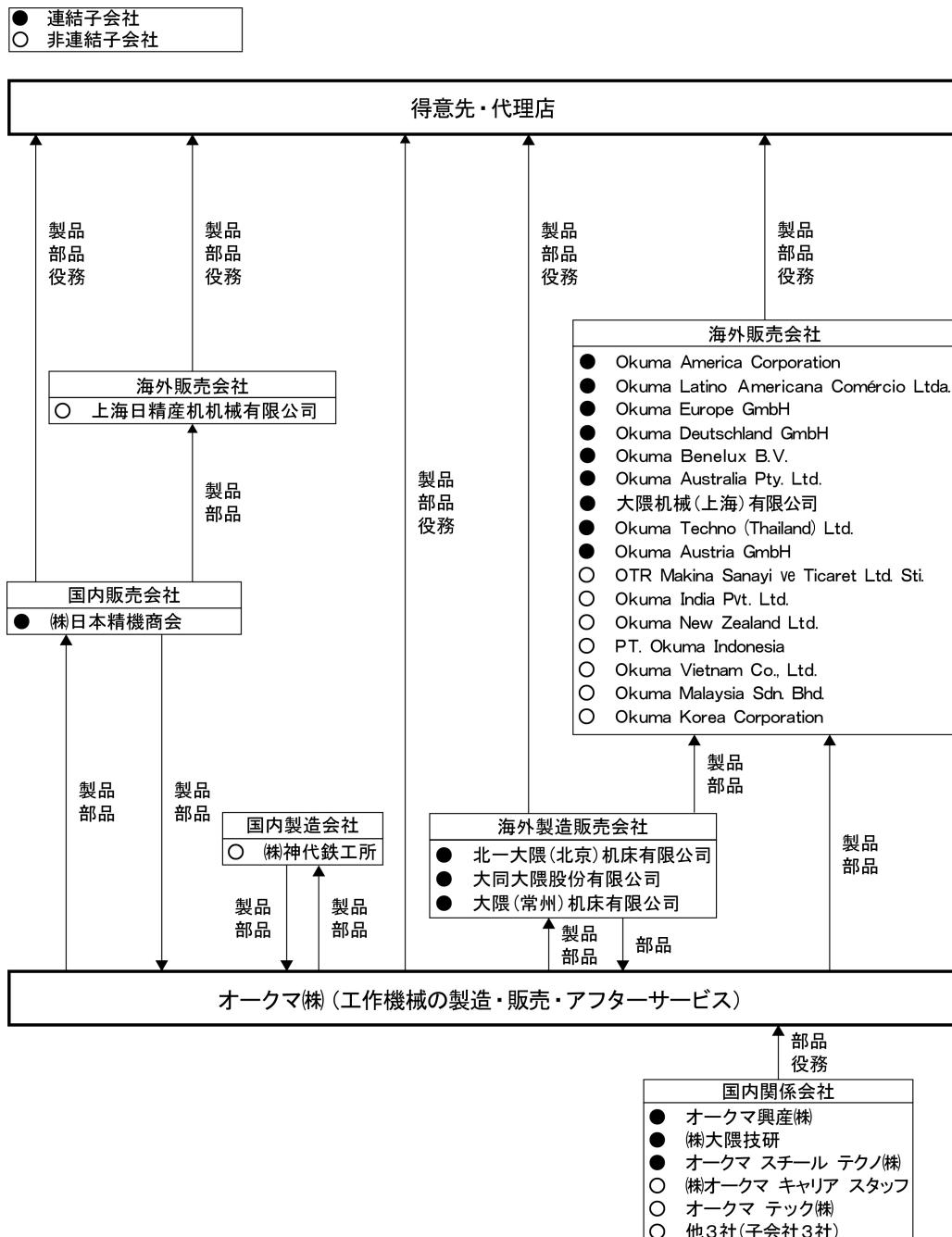
③欧州

連結子会社	
Okuma Europe GmbH	工作機械の販売及びアフターサービス
Okuma Deutschland GmbH	工作機械の販売及びアフターサービス
Okuma Benelux B. V.	工作機械の販売及びアフターサービス
Okuma Austria GmbH	工作機械の販売及びアフターサービス

④アジア・パシフィック

連結子会社	
北一大隈(北京)机床有限公司	工作機械の製造・販売及びアフターサービス
大隈机械(上海)有限公司	工作機械の販売及びアフターサービス
大同大隈股份有限公司	工作機械の製造・販売及びアフターサービス
Okuma Australia Pty. Ltd.	工作機械の販売及びアフターサービス
Okuma Techno (Thailand) Ltd.	工作機械の販売及びアフターサービス
大隈(常州)机床有限公司	工作機械の製造及び販売

当グループの事業系統図は、次のとおりであります。



2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第157期	第158期	第159期	第160期	第161期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	123,394	172,809	227,636	227,994	206,822
経常利益 (百万円)	5,459	15,577	26,446	25,557	15,528
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,088	11,579	19,195	19,381	9,590
包括利益 (百万円)	10,502	16,150	26,089	34,635	7,537
純資産額 (百万円)	179,258	193,656	212,850	237,846	238,065
総資産額 (百万円)	223,244	258,985	287,538	297,774	298,168
1株当たり純資産額 (円)	2,719.65	2,947.42	3,286.77	3,747.14	3,760.22
1株当たり当期純利益 金額 (円)	33.07	183.46	307.98	314.90	158.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.9	71.5	70.8	76.6	76.3
自己資本利益率 (%)	1.2	6.5	9.9	9.0	4.2
株価収益率 (倍)	96.0	13.9	9.6	11.3	21.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,962	16,160	16,061	5,251	17,802
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,872	△8,709	△6,528	△12,579	△15,257
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,072	△3,043	△7,616	△10,727	△3,498
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	54,078	60,954	64,696	49,242	48,276
従業員数 (名)	3,802 [162]	3,953 [202]	3,969 [320]	4,012 [347]	4,071 [409]

- (注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式が存在しないため、当該欄は「—」と記載しております。
2. 従業員数欄の「外書」は臨時従業員数(嘱託社員、パートタイマー等を含んでおります)であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第158期の期首から適用しており、第158期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第161期の期首から適用しております、第160期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第161期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第157期	第158期	第159期	第160期	第161期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	91,202	134,395	179,514	168,067	161,291
経常利益 (百万円)	2,409	10,557	19,102	17,907	12,658
当期純利益 (百万円)	821	7,788	18,531	14,592	9,256
資本金 (百万円)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
発行済株式総数 (千株)	33,755	33,755	33,755	33,755	67,510
純資産額 (百万円)	133,828	137,258	151,018	162,162	161,438
総資産額 (百万円)	167,399	186,079	209,394	207,351	210,929
1株当たり純資産額 (円)	2,119.47	2,185.38	2,438.94	2,665.62	2,668.33
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	35.00 (15.00)	90.00 (35.00)	180.00 (90.00)	200.00 (100.00)	150.00 (100.00)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	13.01	123.39	297.32	237.10	152.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.9	73.8	72.1	78.2	76.5
自己資本利益率 (%)	0.6	5.7	12.9	9.3	5.7
株価収益率 (倍)	244.1	20.7	9.9	15.0	22.3
配当性向 (%)	134.6	36.5	30.3	42.2	65.3
従業員数 (名)	2,307 [135]	2,310 [167]	2,281 [269]	2,268 [307]	2,318 [352]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	183.2 (142.1)	149.9 (145.0)	178.3 (153.4)	218.8 (216.8)	215.9 (213.4)
最高株価 (円)	6,860	6,570	6,230	7,849	3,705 (8,200)
最低株価 (円)	2,996	4,250	4,380	5,540	2,935 (5,223)

- (注) 1. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式が存在しないため、当該欄は「—」と記載しております。
2. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員数(嘱託社員、パートタイマー等を含んでおります)であります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第158期の期首から適用しており、第158期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 第161期の1株当たり配当額150.00円は、中間配当100.00円と期末配当額50.00円の合計となります。なお、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、中間配当額100.00円は株式分割前の配当額、期末配当額50.00円は株式分割後の配当額となっております。また、当該株式分割を踏まえて換算した場合、中間配当額は50.00円となり、期末配当額50.00円を加えた1株当たり配当額は100.00円となります。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2025年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
7. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第161期の期首から適用しており、第160期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第161期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

